

開東社会保険ニュース

No.322

令和7(2025)年12月

設置が義務付けられている相談窓口

事業主に課されている相談窓口の設置義務をまとめました。(努力義務は除く。)

相談内容により情報共有の範囲や対応の仕方が異なると思われます。複数の義務を1つの窓口で対応する場合には、目的に応じて体制や運用マニュアルを整え、対応してください。

受付を外部に委託した場合にも、委託先から報告を受けた後の手順を明確にすることが望されます。

なお、短時間有期雇用労働者の窓口以外は、労働契約締結時に行う労働条件の明示に含む必要はありません。しかし相談を受けるためには当然に周知しておくことが必要とされます。

◆◇来年もよろしくお願ひします。◇◆

【相談窓口一覧】

相談の対象内容	根拠法令	目的
短時間有期雇用契約	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(第16条)	短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、その雇用する短時間・有期雇用労働者からの相談に応じ、適切に対応するため
パワーハラスメント	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(第30条の2)	職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないように当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するため
セクシュアルハラスメント	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(第11条)	職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないように当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するため
妊娠・出産に関するハラスメント	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(第11条の3)	妊娠・出産したこと、産前産後休業を請求したこと・休業したこと、ほか厚生労働省令で定めるものに関する言動により就業環境が害されることのないように当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するため
育児休業・介護休業等に関するハラスメント	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(第25条)	育児休業、介護休業その育児介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないように当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するため
育児介護休業等の制度	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(第22条)	育児介護休業・介護両立支援制度等の申出等が円滑に行われるようするための措置として相談体制の整備を選択した場合
心とからだの健康問題	労働基準法	心とからだの健康問題についての相談窓口の設置を健康・福祉確保措置として選択した場合(36協定の限度時間を超える労働者、企画／専門業務型裁量労働制、高度プロフェッショナル制度対象者)
障害者雇用	障害者の雇用の促進等に関する法律(第36条の4 第2項)	均等な機会確保等への措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するため
内部公益通報	公益通報者保護法(第11条第1項～第3項)	公益通報を受け、通報対象事実の調査をし、是正に必要な措置をとる業務に従事する者を定めたうえで、公益通報者の保護を図るとともに、公益通報に応じ、適切に対応するため(対象には派遣、請負委託先含む)(300人以下は努力義務)
派遣労働者の職業生活の設計	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(第30条の2 第2項)	派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の求めに応じ、当該派遣労働者の職業生活の設計に関し、相談の機会の確保その他の援助を行わなければならない。 注※ここでは苦情の処理については除いています。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は
禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル7階 TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

TEL 03-3369-2711